

学術奨励賞規程

(総 則)

第1条 この賞は高知県診療放射線技師会学術奨励賞と称して表彰するものである。

(目的)

第2条 この賞は優秀な診療放射線技師を育成すると共に、学術研究活動の活性化を図り、高知県診療放射線技師学術大会における学術活動を幅広く向上させる事を目的とする。

(対 象)

第3条 この賞の対象者は高知県診療放射線技師会(以下「本会」という)の会員とする。

(推せん)

第4条 この賞の対象は高知県診療放射線技師学術大会において発表された優れた論文の中から、会長が推せんし、表彰する。

(受 賞)

第5条 この賞の表彰は本会総会において行うものとする。賞は、賞状及び賞金30,000円とする。なお、受賞者は原則1名とする。

附 則

- 1 この規程の改廃は、理事会で決定する。
- 2 この規程は、平成23年1月8日から施行する。
- 3 この規程は、改定により平成25年 4月 1日より施行する。